発行：彦根市役所　〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 ☎0749-22-1411㈹ FAX 0749-22-1398
編集：情報政策課　●1日・15日発行　「広報ひこね」は、再生紙を使用しています。

乗っていない自動車・軽自動車・バイク

廃車・名義変更などの手続きはお早めに

「もう乗っていないのに」、「他人に譲ったのに」――以前所有していた自動車の税金の納付書が送られてきて驚いた経験を持つ人もあるのではないでしょうか。

その場合、次のような心当たりはありませんか。

①業者などに下取りに出した
②知人などに譲った
③故障、事故、車検切れなどで放置している

自動車税や軽自動車税は、毎年４月１日現在登録されている所有者に課税されます。上の①～③に当てはまる場合でも、名義変更や廃車の手続きが済んでいないと、いつまでも元の所有者に課税されることになります。

こんなとき、登録に関する手続きが必要です

《譲渡や下取りに出したとき》

◆車やバイクを知人に譲ったり、業者に下取りに出したとき、その理由が発生した日から15日以内に名義変更などの手続きをしなければなりません。相手方に手続きを依頼したときは、トラブル防止のため、後日自分で確認するとよいでしょう。

《乗らなくなった車やバイクがあるとき》

◆故障、事故、車検切れなどで乗らなくなった車やバイクがあるときは、その理由が発生した日から15日以内に廃車の手続きをしなければなりません。登録が残ったままですと、登録されている所有者に課税されますので注意が必要です。

《現在名義変更や廃車などの手続きが必要な車やバイクがあるとき》

◆知人に譲ったり業者に下取りに出した際、相手方に手続きを依頼されることがありますが、名義変更や廃車の手続きが４月２日以降になりますと、４月１日現在登録のある元の所有者に課税されます。名義変更や廃車などの手続きは、４月１日までに済ませてください。

名義変更・廃車などに関する問い合わせ先
▼自動車、126cc以上のバイク＝
近畿運輸局滋賀陸運支局☎077-585-7251
▼軽自動車＝
軽自動車検査協会滋賀事務所☎077-585-7103
▼125cc以下のバイク、小型特殊自動車（テーラー、トラクター、乗用コンバインなど）＝
㊢税務課☎22-1411（内線203）

例年、３月後半は、それぞれの窓口がたいへん混雑します。長時間お待たせしてご迷惑をおかけすることになりますので、手続きはできるだけ早めに済ませてください。

税に関する問い合わせ先
▼自動車税…㊢湖東地域振興局税務課☎27-2206
▼軽自動車税…㊢税務課☎22-1411（内線203）

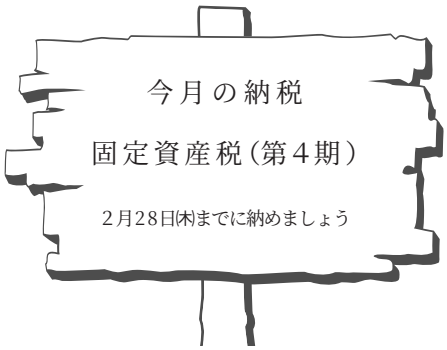

平成13年１月１日から同12月31日までの間に売買、交換、贈与などにより取得した土地の合計面積が彦根市内で5,000㎡以上となる場合は、特別土地保有税の申告が義務付けられています。２月28日㈭までに、㊢税務課（市役所２階）へ申告してください。

申告について詳しいことは、同課☎㉒1411番内線207番へ。

表紙のことば

平松さん（中村商家保存館前で）

表紙では、「住みたい 住み続けたいまち」彦根の表情を写真で紹介しています。写真をお持ちでない場合は、㊢情報政策課広報係で撮影します。☎22-1411（内線431）へ気軽に連絡してください。

平松信吉（のぶきち）さん（船町）

私が小学校に通っていたのは大正時代のことです。現在の駅前お城通りから、コンビニエンスストアと信用金庫の間を北に入った通りが、当時の通学路でした。

約80年も昔のことですから、その通りにあった建物も、多くが取り壊されたり、建て替えられたりしています。時代とともにまちの景観が変化するのは当然のことですが、少しさびしくもあります。その中で、当時と変わらぬ風情を醸し出しているのが昔の酒屋さんの建物です。

平成11年に国の登録有形文化財に指定され、「中村商家保存館」として一般にも公開されているとのことです。雪の中にたたずむ様子は、いつまでもみんなの財産として残していきたいという気持ちを強くさせます。